平成２２年（フ）第６９５号
高知市瀬戸南町２丁目３番37号　アーバンハイツ瀬戸403
債務者　千葉ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０４号
高知市北竹島町266番地12
債務者　横山　千晶
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０７号
高知市長浜2845番地１　改住85号
債務者　前田　臣仁
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７号
高知県高岡郡佐川町永野562番地
債務者　氏原　啓輔
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４３８号
宮崎県児湯郡西米良村大字村所803番地
債務者　佐伯　照代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目４番６－２号　リースランド寿Ｆ103号、旧住所鹿児島県鹿屋市下堀町2649番地１
債務者　追立　恵子（旧姓宇都）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
岩手県花巻市東和町東晴山11区800番地
債務者　帯津　健一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０２号
岩手県北上市鬼柳笊渕14番地４
債務者　昆　チヱ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３７０号
秋田市下浜羽川字家ノ腰15番地３
債務者　鈴木　一巳
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２１号
秋田市濁川字家ノ前49番地３
債務者　十文字リツ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１号
長野市大字高田2296番地１
債務者　藤巻　公威
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５４号
京都府相楽郡笠置町大字有市小字羽根田36番地の１
債務者　樋木　麻也（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４５号
京都市北区紫野東野町22番地１
債務者　足立治三郎
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０４号
京都府木津川市山城町上狛東作り道19番地１
債務者　宮本　一志
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２６号
京都市左京区岩倉忠在地町７番地の９
債務者　大野　　潔
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
松江市大庭町32番地６
債務者　杉村　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
徳島市南矢三町１丁目４番38号
債務者　宮脇サエ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１５号
徳島県徳島市不動本町２丁目61番地の１
債務者　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部